

を残している。

諸富町はこのころようやく有明海の自然陸化などによって、歴史の舞台にあらわれるようになる。

古代は奈良時代と平安時代を包含している。奈良時代は、奈良盆地に大和政権が生まれ、ここを中心に日本全国が統一された。しかし国内の政治が本当にまとまるのは、六世紀末の推古天皇のころからで、大陸とも正式な交渉が行われ、聖徳太子の治世もあった。この時代は二〇〇年ばかりつづくが、前半一〇〇年を飛鳥時代とも呼ぶ。

この時代は『日本書紀』や『肥前風土記』などの文献が残り、土地の模様もよくわかるようになった。大化の改新によって国郡の制度もとられ、中央集権国家がつけられ、古墳にかわって、仏教の伝来による寺院がつけられるようになった。

平安時代は桓武天皇の延暦十三年（七九四）京都に都を移してから、鎌倉幕府が開かれる十二世紀の終わりまでをさしている。

この時代は藤原氏が全盛をきわめ、これまで移入された大陸の文化も、しだいに日本的なものになって発達した。しかし律令政府の政治は中期から次第に衰え、九州ではほとんど命令が行きとどかず、大宰帥や国司、郡司などをはじめ、民間の有力者などは、荘園といわれる私領を広くもって、政府に租税を納めなかった。世の中は無警察に近いありさまで、各地方では争いがたえず、武士の抬頭がみられてくる。

以上がこの時代の概説であるが、前章の「地理的環境」を参照していただき、本時代の個々の事象を述べることにする。

一一 徳富権現堂遺跡

佐賀平野は遺跡の宝庫である。最近の圃場整備事業で各所に多くの遺跡が発見されている。今後なお多くの遺跡の発掘により、さらに詳しい様子が解明されていくことであろう。ここで弥生時代の居住圏を大胆に推測すれば、現在の海拔四段の等高線よりも相当海よりまで居住していたと考えられる。しかも、弥生時代の海岸線は非常に複雑に入りこんでおり、三角洲・中洲・干潟が各所にみられ、微高地には人々の生活可能な土地があったとみられる。特に、相当大きく有明海に突出した半島や三角洲の突端付近は海や川の食料が豊富で、人々はその微高地上を南へと居住圏を拡大していったと推測される。その最大の突出した半島は千代田町詫田・直鳥付近から、同町用作・佐賀市蓮池町蒲田津・諸富町大堂・徳富・諸富津と南下していた。そして、その半島の最南端が寺井津付近と仮定する。千代田町には貝塚が散在している。又、詫田西分貝塚からは最近弥生人骨が百数十体発見されており、弥生時代における一大集落が存在したことを証明している。やや南へいって同町下直鳥貝塚からは土器・石器に混って人骨も検出されている。さらに城原川に沿って南下した同町柴尾遺跡や小森田遺跡からは甕棺墓も発見されており、弥生時代の居住圏の南進の様子がうかがえる。昭和三十五年（一九六〇）に城原川の河川改修事業に伴って、佐賀市蓮池町古賀四本松で遺跡調査が実施された。佐賀市教育委員会編『柴尾橋下流遺跡』

調査範囲・期間が、時勢・諸々の事情により著しく限られた調査ではあるが、これは佐賀市の低湿地部分調査の先駆をなすもので、このことにより低湿地にも遺跡が存在することがより明確に認識されることとなった。今回の調査では弥生時代の遺構として土塚三十二基・土器溜め一基・溝四条・貯蔵穴一基が発見された。土塚の中には貯蔵穴的なもの、井戸状のもの、土塚墓状のものなどがみられる。土器溜めからの遺物としては、甕形土器・壺・高坏・鉢・器台等多岐にわたり、その量も膨大である。

とある。この柴尾橋下流遺跡から昭和五十六年（一九八二）九月に弥生時代後期約一八〇〇年前の中国製銅鏡

（佐賀市埋蔵文化財調査報告書第十四集）によれば、付近は河川改修工事の土揚げのため、攪乱が広範囲にわたり、比較的旧状を残していると思われる地点に二辺四方のトレンチを入れ、層位的調査がなされている。報告によるとその地点は六層に分かれ地表下八十五センチ〜一メートルに及ぶ。出土遺物は弥生後期の土器を主体とし、砥石・石包丁・まくわ瓜に似た種子・種籾等がある。遺構としては住居跡が検出され、その形状はほぼ円形の竪穴式のもので、壁高は八センチを数え炉址も確認されている。また、注目すべきものとして、第三層の表土下五十二〜六十センチ付近で検出された木材であるが、これは住居の屋根組ではないかと推察している。

図3 柴尾橋下流遺跡地図

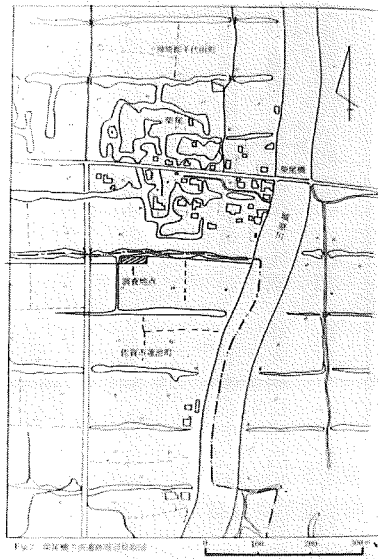
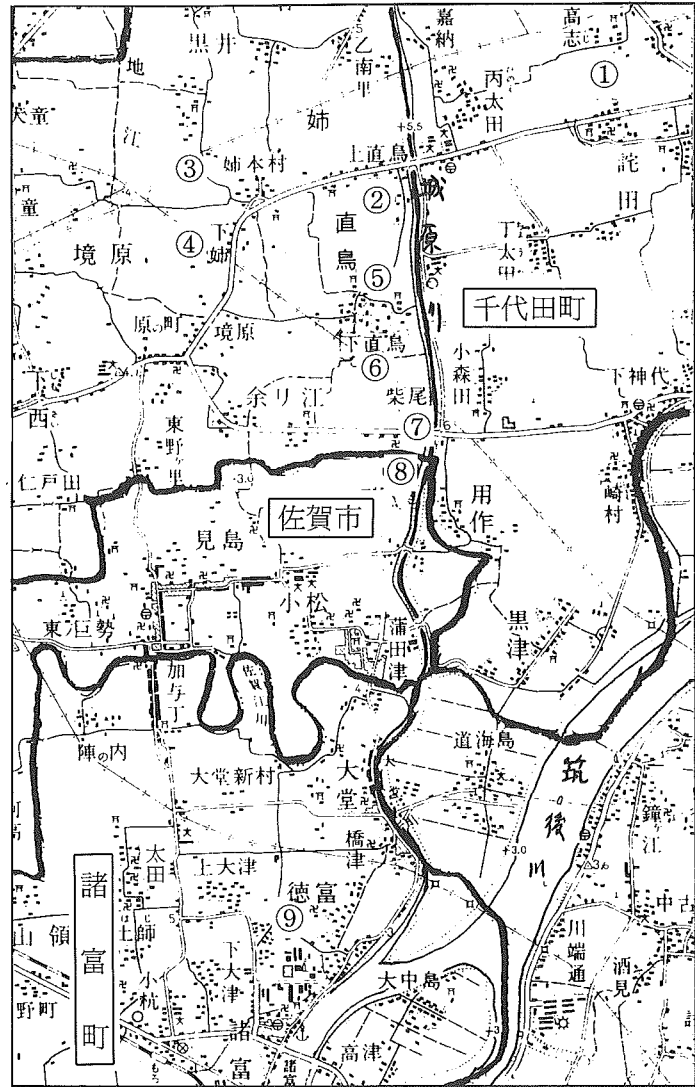


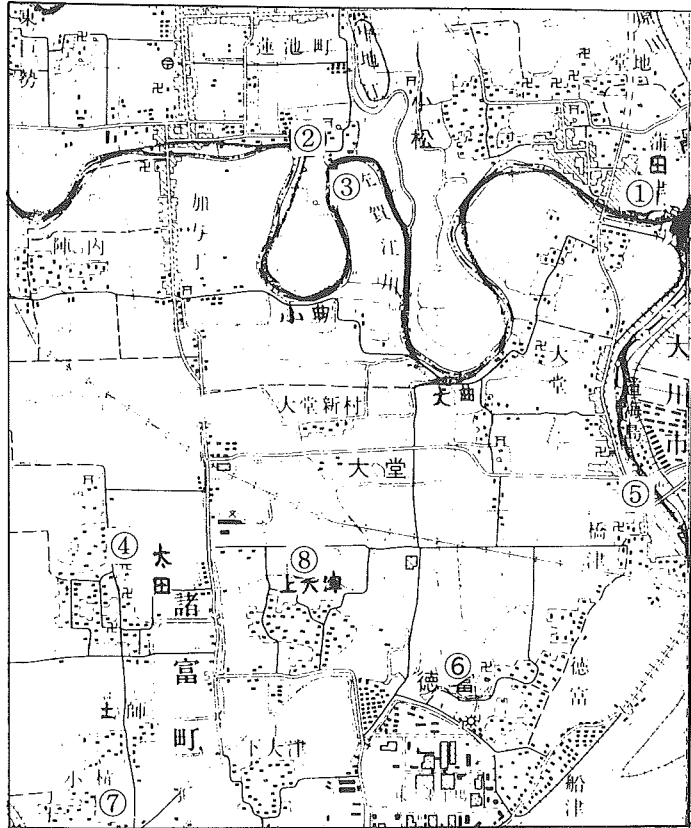
図2 筑後川右岸の遺跡分布図



- ① 詫田西分貝塚
- ② 直鳥城跡
- ③ 姉貝塚
- ④ 姉二本松遺跡
- ⑤ 下直鳥貝塚
- ⑥ 直鳥四本杉遺跡
- ⑦ 柴尾遺跡
- ⑧ 柴尾橋下流遺跡
- ⑨ 徳富権現堂遺跡

生時代の生活圏の南限が従来の説より相当有明海に突出した地点にあったことを示している。この徳富権現堂遺跡と柴尾橋下流遺跡は出土される遺物からして、ほぼ同時代に人々の定着した生活がはじまったとみられる。筑後川と城原川が合流する諸富町東部域は、遊泥の堆積作用が活発で、筑後川の自然堤防を中心とするデルタ(三角洲)の発達がみられ、この自然堤防上は人々の定着した生活を最も早く可能にしたのである。ともかく三世紀初めの弥生時代後期にはこの地において人々の

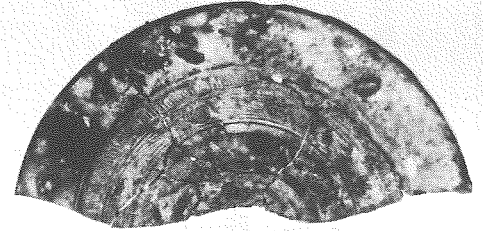
図4 諸富町北部周辺遺跡分布図



- ① 浦田津城跡 ② 蓮池館跡 ③ 小曲城天守閣跡
- ④ 田中城跡 ⑤ 橋津合戦地 ⑥ 徳富権現堂遺跡
- ⑦ 小杭氏館跡 ⑧ 上天津遺跡地帯

の破片二個が見つかった。この時期の鏡は県内では六個発見されているが、すべてが山麓部から出土する甕棺や石棺から発見されており、有明海に近い平野部の遺跡から出土したものとしては最初のもので、今後の調査が期待される場所である。この青銅鏡破片は幅一辺ほどの溝の中で、地表から約五〇センチの深さより発見された。青銅鏡は文様からして後漢時代(二五〇〜二二〇年)の中国で製作され、日本に輸入された舶載鏡(弥生時代後期にあたる二世紀半ばから三世紀初めにかけて大陸からもたらされた鏡)で、復元すると直径が一三〜四センチになる。鏡型式は鈕座の四葉の間に長宜子孫の銘をもつものと考えられる連孤文鏡(内行花文鏡)である。文様部にべんがらの彩色が施されている。銅鏡が埋葬行為(墓)の伴わない可能性のある溝から出土したということで、きわめて祭祀的な意味合いを深めるものと考えられる。つまり、千代田町柴尾付近を拠点にした小豪族が存在し、彼らの祭祀用の神具ではなかったろうか。

柴尾橋下流遺跡よりさらに南へ二きびのところにある諸富町徳富の徳富権現堂遺跡から、昭和五十七年(一九八二)に弥生時代後期の土器や住居跡が発見されて注目された。遺物としては弥生後期も終末期に相当する弥生式土器・壺や甕類が発掘されている。さらに弥生後期につづく古墳時代の初期の土器類も数多くみられる。付近からは住居跡も発見されており、人々が定着して生活したことが確認される。当地は海拔三〇メートル線にあたり、弥



柴尾橋下流遺跡出土の中国製銅鏡

徳富権現堂遺跡



徳富権現堂遺跡近景 (県文化課提供)



徳富権現堂遺跡 井戸内土師器(甕・壺)
出土状況 (古墳時代) (県文化課提供)

弥生時
代には稲
作が普及
してくる
が、狩猟
や漁撈が
縄文時代
に引き続
いて、な
お盛んに
行われて
いる。それ

より発行される予定になっていたので、これを是非参照していただきたい。また、新北神社の北方に櫛の木遺跡がある。この遺跡の部分を寛政四年（一七九二）の『川副東郷三重村』の絵図で見ると、相当広い範囲にわたって微高地になっていることがわかる。また、この微高地の中央部に天神が祀られている。この遺跡からは多くの貝がらや土器破片が発掘されたので、この遺跡も弥生貝塚ともみられる。もしこの推論が正確であるならば、寺井津より西方にかけても弥生時代後期には陸地化がすすんで、人々の生活が確認されるわけである。



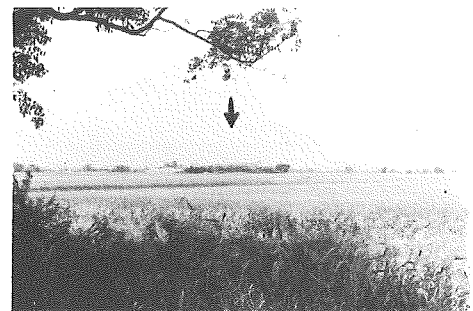
徳富権現堂遺跡出土土器 (弥生時代終末)
(県文化課提供)

生活が確認できたということにおいて、従来の海拔四メートル線が弥生時代の居住圏の南限という説は改められなければならない。この徳富権現堂遺跡は弥生後期から古墳期にかけての遺物を出土するが、奈良期から平安初期にかけての遺物は現在のところ出土していない。ところが平安後期から鎌倉期にかけては輸入品の宋銭をはじめ、土器や陶磁器が出土している。奈良期がどうして空白になったのかの理由は不明である。今後の広範囲の発掘によって奈良期の出土物も十分に可能性がある。弥生・古墳期の遺跡地より約五〇メートル東方からは、鎌倉期の環濠集落が発見されている。その規模や当時の状況はまだ詳しくは調査できていないが、鎌倉期には防衛上のため濠をめぐらした集落があちこちに形成されていたことは、十分に想像されることである。なお、この地域は鎌倉期には筑後より進出した諸富氏が拠点にした一帯であり、これらの環濠集落はこれら武士が造営したものではなかろうか。さらに宋銭の発見から、日宋貿易の根拠地としての筑後川河口域が大きくクローズアップされる。しかし、同遺跡の調査域が狭いところに限定されているので、今後の詳しい調査が大いに注目される。また、徳富権現堂遺跡に西接する上大津付近にも古墳期の土器片が発見されており、この一帯には広範囲にわたる遺跡が発見される可能性がある分にある。ともかく、佐賀江の南部にこのような遺跡が発見されたことは、注目に値するものである。今後の本格的調査に期待したい。なお、この徳富権現堂遺跡に関する詳しい報告書が昭和五十八年度末には町教育委員会

とあり、徐福の入朝伝説を記している。中国の秦の始皇帝の命により、不老不死の妙薬を求めて渡来してきた徐福の上陸地が寺井津とされている。さらに、『肥前古跡縁起』には、

寺井津ハ金立大権現（徐福）御来朝ノ時、神上ラセ給ヒシ海路ナリ、坂木之社（明治四十四年郷社新北神社に合祀）有り、本地観世音也、コソカキ海路有り、是モ権現来現ノ靈地ナレバ、國中貴賤市ヲナシ、神木ト潮ヲ取り、仏前ニモ奉リ家々ニモ帰リ、六根清浄ノ祓トテ是ヲ振ル、尤家内ノ祈禱ト成テ諸願必満足ス、又権現御遊氣折節、御盃ヲ浮ベ興サセ給フ所ニ島一ツ涌出ス、今浮盃ノ津是也、如何ナル大潮大水ニモ、当リノ村ハ浸スト雖、此島計リ浮上リ浸ル事ナシ、不思議ノ所也、

とある。浮盃津の地名由来も興味深い。浮盃一帯の陸地化は相当古く、三角洲が島状をなしていたものであろうか。この徐福伝説はもちろん史実ではないけれども、古くより寺井津が有明海から筑後川に入る場合の最初の河港で、その存在が古くから知られていたことが、徐福の上陸地との伝説に結びついたものであろう。ともかく、寺井津や浮盃付近が周囲よりもやや高くなつており、人々の居住が古くからあったと考えられる。とすれば、前述したごとく、蒲田津から大堂・徳富・諸富津から寺井津は半島状をなし、その半島の突端



新北神社北方の櫓の木遺跡

いたのではないかと考えられる。柴尾橋下流遺跡の住居跡からは、屋根を葺いた材料と推定される葦に似た葉の長い水草が多く出土している。住居の中央には通例炉が設けられている。この炉は食物の煮炊きに使用するかまどの役をはたすとともに、寒冷期には暖房施設、夜は照明施設として多目的に利用された。

『肥前旧事』（巻一）に
 孝霊天皇七十二年（紀元前二一九）秦ノ徐氏、金立山ニ来ル、
 とある。『鎮西要略』には、

孝霊天皇七十二年、異朝秦始皇、使方士、徐福入東海、求不老、不死薬。徐士、率童男、童女、数千入海、率

来。徐福、止日本云々、

筑紫、肥前州、金立、雲上山、徐福、止跡之靈地也、

とあり、徐福の入朝伝説を記している。中国の秦の始皇帝の命により、不老不死の妙薬を求めて渡来してきた徐福の上陸地が寺井津とされている。さらに、『肥前古跡縁起』には、

寺井津ハ金立大権現（徐福）御来朝ノ時、神上ラセ給ヒシ海路ナリ、坂木之社（明治四十四年郷社新北神社に合祀）有り、本地観世音也、コソカキ海路有り、是モ権現来現ノ靈地ナレバ、國中貴賤市ヲナシ、神木ト潮ヲ取り、仏前ニモ奉リ家々ニモ帰リ、六根清浄ノ祓トテ是ヲ振ル、尤家内ノ祈禱ト成テ諸願必満足ス、又権現御遊氣折節、御盃ヲ浮ベ興サセ給フ所ニ島一ツ涌出ス、今浮盃ノ津是也、如何ナル大潮大水ニモ、当リノ村ハ浸スト雖、此島計リ浮上リ浸ル事ナシ、不思議ノ所也、

とある。浮盃津の地名由来も興味深い。浮盃一帯の陸地化は相当古く、三角洲が島状をなしていたものであろうか。この徐福伝説はもちろん史実ではないけれども、古くより寺井津が有明海から筑後川に入る場合の最初の河

港で、その存在が古くから知られていたことが、徐

福の上陸地との伝説に結びついたものであろう。と

もかく、寺井津や浮盃付近が周囲よりもやや高くなつ

ており、人々の居住が古くからあったと考えられる。

とすれば、前述したごとく、蒲田津から大堂・徳富・

諸富津から寺井津は半島状をなし、その半島の突端



徐福上陸地（攝東）

の寺井津は古くより人々が居住し、また、有明海に面した良港として大いに利用されていたとの推測を深くするものである。

三 律令体制への移行と条里制の実施

三世紀中葉、中国の魏と通交を結んでいた邪馬台国の女王卑弥呼は、三〇ばかりの小国を支配していた。三〇余の小国には、唐津湾周辺の未盧国、伊都国（現福岡県糸島郡）、奴国（博多湾周辺）があげられる。三世紀末ごろから古墳時代にはいる。古墳とは壮大な墳丘と豊富な副葬品をもつ、特定の個人の埋葬施設である。四世紀には畿内に最も有力な豪族（大王）を中心とした諸豪族連合の、いわゆる大和政権が形成されたのである。四世紀後半になると、大和政権が早くも朝鮮半島へ進出を開始している。北九州が大陸進出の基地であったことを考えると、有明海沿岸地方も四世紀半ばごろには、大和政権の勢力下にはいったものと推定される。しかし、大和政権の伸張に対して、各地に割拠していた小国家の首長がどのように対応したかということは明らかでなく、『肥前風土記』には土蜘蛛の反抗説話を伝えているにすぎない。古墳文化は五世紀前半より佐賀県に進展してくるが、すべてが山麓部だけに見られ、平野部には皆無である。もしかすると平野部には墳丘を伴わない古墳の形成が存在したのかもしれない。六世紀の肥前における豪族を群集墳などを参考にして考察すると、米多國造（神埼郡

三田川町・三養基郡上峰村一帯）、基肆國造（三養基郡東部）、火國造（杵島郡一帯）、佐嘉県主（佐賀市郡）、嶺県主（三養基郡西南部）らである。また、『肥前風土記』によると、海部の直鳥が神埼郡から三根郡にかけて支配したことがわかる。この海部直鳥は有明海沿岸にいた漁民の集団を率いていた豪族であろう。これらの豪族は田荘（私有地）や部曲（私有民）を所有していた。古代の品部に土師部と呼ばれる弥生式土器系統の旧式土器を製作する技術者がいた。神埼郡北部を近世まで土師郷といい、諸富町にも土師という地名があるが、これらは土師部が住んだという説がある。つづいて、七世紀初頭の聖徳太子の施政を経て、大化元年（六四五）の大化改新で政治は大きく変容した。そして、大宝元年（七〇二）大宝律令が制定されて、律令体制がしかれた。火の国は二分されて肥前・肥後の二国となった。地方は国・郡・里に分けられ、国には国司が中央から派遣され、地方の有力豪族が郡司に任命された。また、一里は五〇戸（郷戸のこと）で大家族で構成）を標準としてわりあてられた。肥前国府は佐賀郡大和町久池井におかれ、筑前の大宰府から肥前国府へ通じる官道や駅などの交通機関、あるいは烽火などの通報施設も整備された。天平十三年（七四一）には国分寺建立の詔に基づき、国府の近隣に肥前の国分寺と国分尼寺が建てられ、肥前国にも本格的な仏教文化が開花することになった。律令制の施行によって田地は公有化され、農民は口分田を班給されたが、租・庸・調の租税負担を負った。また、多くの労役を負担せねばならなかった班田農民の生活は苦しかった。律令政府はこの班田収授法を円滑に実施するために、条里制と呼ばれる整然とした地割を行った。この土地区画方式は、一辺の長さ六町（約六五四メートル）四方の一区画を里または坊といひ、これを一郡あるいは数郡単位にして、南北を一条・二条、東西を一里・二里と数える。里はさらに各辺を一町ごとに六等分し、溝や畦などで坪と呼ばれる三六の区画に分ける。里の一隅から一坪・二坪と数えていく。